

NOT FOR QUOTATION

台湾の国民年金論議・素描 グローバル経済のなかの後発福祉国家形成

上村 泰裕 (東京大学社会科学研究所)

1. はじめに

近年、アジア諸国の社会政策に対する関心が高まってきている。社会政策学会でも、昨年の韓国に続いて、今年(2001年5月)は「台湾の労働と社会保障」に関する分科会が開かれた。この関心の高まりを、これまでヨーロッパに偏っていた各国研究に珍しいコレクションを付け加えるだけに終わらせてはなるまい。その意義は、比較研究の理論の有効性を例証する興味深いサンプルをもう一つ蒐集するだけにとどまるものでもない。本稿で台湾の事例をとりあげるのは、そこに次のような意義を見いだすからである。

台湾では、1980年代末に始まる民主化以後、全民健康保険の実施(1995年)によって国民皆保険が実現され、現在は国民年金の導入をめぐる論議が展開されている。台湾が経験しつつあるのは、後発民主主義国の福祉国家形成であり、しかもグローバル経済のなかでの福祉国家形成である。そこには、ブレトンウッズ体制に支えられた一国主義経済のもとで福祉国家形成を進めた先進諸国が経験しなかった種類の困難がある。その意味で台湾の経験は、後発諸国の福祉国家形成にとって一つの試金石となっている。したがって、台湾の経験について精査することは、比較福祉国家の理論にとってだけでなく、後発国における福祉国家形成の政治経済的条件を探るという実践的な課題にとっても、重要な示唆をもたらすはずである。

とはいえ、本稿はそうした挑戦的な課題にじゅうぶんに応えるものではなく、むしろ課題自体をラフスケッチするに過ぎない。以下、2節では、台湾の福祉国家に関するマクロデータを一瞥した後、1980年代半ばまでの権威主義体制期に形成された社会保険制度の特徴について略説する。3節では、1980年代末に始まる民主化にともなって国民年金の導入が政治的な争点になった過程を概観する。4節では、2000年3月の政権交代以後、国民年金をめぐる論議がどのように展開しつつあるかを報告する。最後の5節では、台湾の国民年金論議が示唆する後発福祉国家形成の条件について要約し、今後の研究課題を指摘する。

2. 権威主義体制の遺産

台湾の福祉国家の現状について、まずはマクロデータで大まかにとらえておこう。図1(一人あたりGDP×GDP比社会保障支出)¹を見ると、よく言われるように「めざましい経済発展に比べて、社会保障の発達は遅れている」ことが一応は見てとれる。1996年の台湾の一人あたりGDPは13073米ドルだったが、GDP比社会保障支出は3.9%に過ぎなかった(行政院主計処[2000])。台湾より経済水準が低い国で、台湾より社会保障支出が多い国はいくつもある。ただし、これは台湾の高齢化がまだそれほど進んでいないという事実によって、ある程度まで説明がつく。台湾の高齢化率は、1999年に8.4%(行政院主計処[2000])であった(日本は16.7%)。図2(高齢化率×GDP比社会保障支出)²を見ると、台湾の福祉国家は「離陸」寸前のところに位置しているようにも見える。高齢化は今後急速に進むので、社会保障支出の増加を予想することは難しくない。しかし、支出増がどのような規模と内容で進むかは、人口構造だけで決まるのではなく、政治経済の構造に

よって規定されるだろう。台湾の「社会福祉支出」の推移（図3³）を見ると、1980年代後半以降、次第に増加してきていたが、最近になってやや停滞している。これは、高齢化が自然現象のように進むのとは対照的である。なお、1981年のところで急に落ち込んでいるのは、社会福祉支出の定義が変更されたためである（註3を参照）。

以上のように、マクロデータで見ると、台湾の福祉国家は最近までほとんど「ゼロ」に等しかったように見えるが、福祉に関わる制度が何もなかったわけではない。それどころか、権威主義体制期を通じて、台湾には複雑な社会保険制度の体系が構築されてきていたのである。徐立德・行政院副院長（1993年当時）は「われわれの福祉政策は外国の発展過程と同じではない。《無から有へ》ではなく《有から変へ》である」⁴（林彦伶[1998], 125頁）と述べているが、この言葉は台湾の福祉国家形成の現段階を的確にとらえている。国民党政府は、本格的な工業化に先立つ1950年代に、早くも主要な社会保険制度を導入した。これは、国父・孫文が民族、民主とともに「民生」(Welfare)を説き、1917年という早い時期から社会保険の実施を計画していたからでもあるが、主に戦後台湾における政治構造によって説明できる（上村1997, 1999）。1947年の「二・二八事件」によって反政府勢力が徹底的に弾圧され無力化された台湾では、政府によって「台湾省総工会」という一元的労働団体がつくられ、Schmitter(1979)のいう国家コーポラティズムが成立した。国家コーポラティズム体制のもとでは、それぞれの社会集団を体制に包摂する手段の一つとして各種の社会保険制度が導入される。そのような理由で、台湾でも軍人保険(1950年)、公務員保険(1958年)、私校教職員保険(1980年)などが実施され、「軍公教福利」(盧政春1995)と呼ばれる階層的な制度体系が形成された。一方、「勞工保険」(1950年)は当初、公企業の従業員を主な対象とした制度だったが、権威主義体制のもとでも次第にその範囲を拡大させていった(図4⁵)。ただし、これらの社会保険制度は、高齢化が進む今日の台湾にとっては不十分なものである。各制度は傷病・障害・老年・死亡給付などを含んでいるが、そのうち老年給付は年金ではなく一時金である。また、制度によって給付額にかなりの違いがある。1990年の時点で、公務員保険(養老給付)の平均給付額が74万561元だったのに対して、勞工保険(老年給付)のそれは28万484元に過ぎなかった⁶。こうしたことから、新たな年金制度の導入が課題にならざるを得ない。しかし、給付水準の異なる古い制度が分立していることで、新制度導入にあたっての技術的・政治的なハードルも高くならざるを得ないのである。

3. 民主化と国民年金

台湾の社会福祉支出が少ないのも、制度にさまざまな不公平があるのも、台湾が権威主義体制の下にあったからである。とすれば、民主体制への移行によって問題は解決されるのではないかと考える人がいても不思議ではない。事実、1987年に戒嚴令(1949年施行)が解除され、1988年に 經國が死去し李登輝が総統に就任して以来、人々の要求は次第に福祉政策にも反映されるようになった。しかし、それが先進諸国のような福祉国家の形成につながっているかという点、今のところそうは言えない。そのことを示唆する挿話として、1990年代はじめの与野党の年金公約合戦を紹介しておこう。1992年12月に行なわれた立法委員選挙(初の全面改選)では、老人年金が争点として登場した。民進黨の蘇煥智候補が敬老手当(毎月5000元⁷)の公約を掲げて当選したことがきっかけとなって、翌1993

年 12 月の県市長選挙（地方選挙）では国民党と民進党が入り乱れて老人年金の公約合戦を繰り広げた（表 1）。その結果、多くの県市でそれぞれ内容の異なる老人年金が導入されたが、大部分の県市では、間もなく財政難のために中止された。現在まで続いているのは、わずか 3 つの県市⁸だけである。

国民党と民進党の公約合戦は、地方の老人年金だけでなく、中央政府による二つの制度の実施にもつながった。一つは 1993 年 7 月実施の「中低収入戸老人生活手当」であり、もう一つは 1995 年 6 月の「老年農民福利手当」である。これらの制度は、対象を特定階層に限定しているとはいえ、高齢者の所得保障として重要な役割を果たすものである。ちなみに、「中低収入戸老人生活手当」の受給者は約 19 万人（1999 年）であり、「老年農民福利手当」の受給者は約 59 万人（1999 年）に達する。しかし、全国民を対象とした国民年金制度の構築という観点から見ると、中央と地方における各種手当の導入が、かえって国民年金の実施を遅らせる結果につながったとも考えられる。権威主義体制の遺産としての社会保険の分立と、民主化の遺産としての各種手当の乱立が、統一的な国民年金制度の実施を難しくしているのである。こうして制度の不整合は温存され、どの制度によってもカバーされない高齢者が約 68 万人（1999 年）も残されることになった（表 2）。また、学生・主婦・無業者（約 400 万人）はどの制度にも加入していない。

さて、老人年金の公約合戦と並行して、国民党政府によって国民年金制度導入の検討が進められた。1993 年 11 月には行政院経済建設委員会（経建会）に専門チームが設けられたが、これは 12 月の県市長選挙の直前だった。経建会は 1995 年 5 月には第一草案を完成させたが、全民健康保険の実施（同年 3 月）と時期が重なったため、負担増を避けるという理由で延期された。1996 年 11 月、再び経建会で検討が始まり、1998 年 6 月には第二草案が完成された。この草案では 2000 年末に社会保険方式の国民年金制度を実施することになっていたが、草案を各方面に周知させつつあった 1999 年 9 月 21 日に集集大地震が発生したため、震災復興を優先するとして再び延期された。そして、国民年金の導入が延期されたまま 2000 年 3 月の総統選挙が行なわれ、国民党から民進党への政権交代という新たな事態を迎えることになった。

4．政権交代と国民年金

2000 年 3 月の総統選挙で民進党の陳水扁候補が当選し、初めて政権交代が実現した。陳水扁総統は「三三三安家福利方案」という公約を掲げて当選したが、その内容は、65 歳以上の高齢者に対して毎月「3」000 元の老人手当を支給する、「3」歳以下の幼児の医療費を無料にする、青年層（20～40 歳）が初めて住宅を購入する際に「3」%の低利ローンを提供する、というものだった。しかし、当選後それぞれの計画を縮小したため批判を浴びている。とりわけ老人手当については、国民年金制度の実施との整合性がどれだけ考慮されていたか疑問である。民進党のなかでも、これまで年金政策の立案に中心的な役割を担ってきた黄玲氏（民進党政策委員会研究員）は、「三三三」公約の策定には参加していなかったとのことである（2001 年 3 月 15 日面談）。

その後、8 月には老人手当案は撤回され、行政院経済建設委員会で再び国民年金案が策定された。今回は、甲案⁹（儲蓄保険案。個人口座方式 8 割と保険方式 2 割）と乙案¹⁰（平衡基金案。税方式）の二つの案が提出された。それまでの経建会の国民年金案は社会保険方

式をとっていたが、ここでは社会保険案は姿を消している。甲案は、現役世代の国民が毎月 600 元の保険料を払い（低所得者や障害者には補助がある）政府補助 150 元とあわせて 750 元とし、そのうち 600 元を個人口座に、150 元を保険口座に払い込む。65 歳になると自分の個人口座から毎月 7500 元を受け取ることができ、個人口座が底をついたら保険口座から少なくとも 3000 元を受け取ることができるというものである。一方、乙案は、保険料を徴収するのではなく、「平衡基金」を設けて消費税増税（現行 5 % から 1 % 増税）などで財源をまかなう。国民は 65 歳になると毎月 3000 元の年金を受け取ることができるというものである。既存の社会保険制度との調整が問題になるが、この点については、甲案は既存制度の水準維持、乙案は既存制度の水準引き下げをめざしているようである。

この二つの案に対しては激しい議論がわきおこった。いわく、甲案は旧政府案であり、個人責任を強調して政府の責任を回避するものである。乙案は民進党の「老人手当」を化粧直ししたものであり、次代に借金を残す「先甘後苦」の案である、など。そうしたなか、民進党政府が乙案を選択しようとしていることを不服として、経済建設委員会人力規劃処（国民年金制度の立案を担当）の劉玉蘭処長が辞任を申し出る騒動も起きた。これは、旧官僚と新政府の対立でもあり、専門家と政治家の対立でもあると見られている（自由時報 2000 年 9 月 1 日）。二つの案をめぐる混迷が続くなか、陳水扁総統は 2000 年 9 月 16 日の記者会見で、株式市況が 7000 元を割り込み就任以来最低となったことを受けて「経済発展を優先し、社会福祉は延期する」と宣言した。「福利国」（福祉国家）の実現を公約としてきた民進党出身の総統がこうした決断を下さざるを得なかったところに、台湾の福祉国家形成の困難な条件を窺うことができる。

その後、第四原案の建設の是非をめぐる政争もあり、国民年金の問題はあまり注目されていない。呉凱勳教授（全民健康保険医療費用協定委員会主任委員。国立台湾大学教授）からの私信（2001 年 5 月 24 日付）によれば、現在、「社会保険制」（国民党版）、「平衡基金制」（民進党沈富雄立法委員版）、「儲蓄保険制」（個人口座版）の三つの案がある。「平衡基金制」は民進党も実行可能性が低いと見ており、「社会保険制」か「儲蓄保険制」かの選択になっているとのことである。いずれにしても、2001 年 12 月の第 5 回立法委員選挙に向けて国内政治情勢は不安定であり、国際経済情勢も年金制度の導入に対して不利に働いていると言わざるをえない。

5. おわりに

以上のややジャーナリスティックなスケッチによって「グローバル経済のなかの後発福祉国家形成」を描き出すことができたとはとても言えないが、注目すべき論点と今後の研究課題を指摘することはできる。台湾では、民主化にともなって国民年金の導入が政治的な争点になったが、国民年金はすんなりとは導入されなかった。今後導入されるにしても、おそらくそれは、個人責任を強調しつつ制度間格差を温存し、経済に負荷をかけないことを第一義としたものになるだろう。台湾の民主化は、なぜ福祉国家形成を一気に進めることにつながらなかったのだろうか。ここでは、その理由を内的要因と外的要因に分けて整理しておきたい。

まず内的要因については、「制度進化の経路依存性」とでも呼ぶべき問題がある。権威主義体制の遺産としての社会保険の分立と、民主化の遺産としての各種手当の乱立が、統一

的な国民年金制度の実施を難しくしているのである。台湾の福祉政策は《無から有へ》ではなく《有から変へ》である、と国民党の官僚政治家は半ば誇って述べたが、むしろ過去の《有》が現在の《変》にとっての桎梏になっているとも考えられる。台湾だけでなく、後発民主主義国の福祉国家形成について考える場合には、過去の制度的遺産に注目することが重要になるだろう。

次に外的要因については、「グローバル化と福祉国家」問題があり、経済自由化に続くアジア経済危機の問題がある。先進諸国やラテンアメリカ諸国が福祉国家形成を進めた時期と現在とは、国際政治経済の環境が全く異なる。そのことは、「福利国」(福祉国家)の実現を公約としてきた民進党出身の総統が、社会福祉の「延期」を宣言せざるを得なかった事実にも端的に表われている。一方には、海外直接投資の自由化による国際競争の激化と国家財政の自律性の低下があり、他方には、ネオリベラリズムの席卷がある。国際環境が福祉国家形成に及ぼす影響について考えるためには、先進諸国における福祉国家形成の政治過程との、時代を超えた比較分析が興味深い課題になるだろう。

謝辞

2001年3月3日から18日にかけて、台北に滞在して調査と資料収集を行なった。その際、下記の方々に大変お世話になったことを記して感謝申し上げます。呉凱勳教授(全民健康保険医療費用協定委员会主任委員・国立台湾大学公共衛生学院衛生政策與管理研究所兼任教授)、林萬億教授(国立台湾大学社会科学院社会学研究所・台北県副県長)、李誠教授(国立中央大学人力資源研究所)、呉慧君氏(行政院經濟建設委員会人力規劃処)、陳忠良氏(行政院勞工委員会労働条件処)、黄玲氏(民進党政策委員会研究員)、林鈺祥氏(国民党中央委員会政策協調部副主任)。

参考文献

- 上村泰裕,1997,「アジア NIEs の福祉国家形成」修士論文
上村泰裕,1999,「福祉国家形成理論のアジア NIEs への拡張」『ソシオロゴス』第 23 号
上村泰裕,2001,「アジア諸国の社会政策 論点と研究課題」末廣昭・小森田秋夫編『自由化・経済危機・社会再構築の国際比較 アジア・ラテンアメリカ・ロシア東欧』東京大学社会科学研究所、近刊
王方,2000,「国民年金之發展與影響 政治社会学的觀點」『社区發展』第 91 期
古允文,2000,「当代年金『改革』 一個実然的危機或迷思」『社区發展』第 91 期
古允文,2001,「老人生活保障何去何從? 公元 2000 年老人經濟安全需求意向調查報告」『厚生雜誌』12 期
呉凱勳編,1993,『我国社会保険制度現況分析及整合問題』行政院研究發展考核委員会
呉明儒,2000,「從新政府国民年金方案釐析福利價值觀的定位」国家政策研究基金会
黄玲・林萬億,2000,「論我国国民年金制度的規劃」『社区發展』第 91 期
詹火生「国民年金制度之審慎規劃」『厚生雜誌』11 期
傅立葉,2000,「老年年金、政党競争與選挙」蕭新煌・林國明編『台湾的社会福利運動』远流圖書公司

劉育廷・古允文,2000,「『三三三福利方案』の省思」『厚生雜誌』11期

林彥伶,1998,『選挙與公共政策 82年至86年県市長選挙「老人年金」政策之探討』国立中興大学公共政策研究所碩士論文

林萬億,1994,『福利国家 歴史比較的分析』巨流圖書公司

林萬億,1995,『福利国』前衛出版社

林萬億,2000,「社会抗争、政治權力資源與社会福利政策的發展」蕭新煌・林國明編『台湾的社会福利運動』巨流圖書公司

盧政春,1995,「利益团体與社会福利資源分配 透視我国軍公教福利」林萬億ほか『台湾的社会福利 民間觀點』五南圖書出版公司

盧政春,2000,「三三三方案遭嚴重腐蝕」自由時報(2000年8月22日)

行政院經濟建設委員會,1995.4,『国民年金保險制度整合規劃報告』

行政院經濟建設委員會,1999.5,『国民年金』

行政院經濟建設委員會,2000.5,『我国社会福利現況、問題與对策』

行政院經濟建設委員會,2000.6,『国民年金制度規劃報告簡報』

行政院經濟建設委員會,2000.9a,『国民年金儲蓄保險案與提撥平衡基金案簡報』

行政院經濟建設委員會,2000.9b,『規劃国民年金推動社会安全制度』

行政院内政部,2000.9c,『国民年金法草案總說明及条文表』

行政院内政部,2000.9d,『国民福利年金法草案總說明及条文表』

行政院主計処,2000a,『八十八年社会指標統計』

行政院主計処,2000b, Statistical Yearbook of The Republic of China 2000

Schmitter, Philippe C. & Lehmbruch, Gerhard (eds.), 1979 Trends toward Corporatist Intermediation, Sage.=1984 山口定監訳『現代コーポラティズム 団体統合主義の政治とその理論』木鐸社

註

- 1 社会保障支出は、ILO, Cost of Social Security 1990-96 (<http://www.ilo.org/public/english/protection/socsec/publ/css/cssindex.htm>) による。アメリカ・スイスは1995年、タイ・中国・イギリス・イタリアは1993年、ポーランドは1992年、フランス・オーストラリアは1990年のデータ。それ以外の国は1996年のデータ。一人あたりGDPは、総務庁統計局編『世界の統計』2001年による。ただし、台湾についてはいずれのデータも行政院主計処[2000]による。
- 2 社会保障支出については、註1を参照。高齢化率は、UN, Demographic Yearbook, 1997年版による。日本については総務庁統計局『人口推計資料』による。国立社会保障・人口問題研究所のホームページより引用。台湾については行政院主計処[2000b]による。
- 3 行政院主計処[2000], 148頁。「1980年以前」の社会福祉支出には、軍人・公務員・教職員の退職金、住宅、コミュニティ発展、環境保護などが含まれていた(Pau-Ching Lu (呂寶靜), Wan-I Lin (林萬億), 1999, "Social Welfare Policy in Taiwan: Past, Present and Prospects", paper presented at Conference Prague 1999(Transitional Societies in Comparison: East Central Europe vs. Taiwan), p.293, 行政院經濟建設委員會[2000.5], p.8による。後者は「1981年以前」としているが、これは誤記と思われる)。
- 4 「我們的福利政策與其他国家發展過程不同, 不是《從無到有》, 而是《從有到變》。」
- 5 行政院主計処[2000], 43頁, 142頁。1994年には被保険者が就業人口を上回るという

不可解な事態が生じている。これは中小企業経営者や自営業者が家族を従業員と偽って労工保険に加入させた結果と考えられる (Jacobs, Didier, 1998, "Social Welfare Systems in East Asia: A Comparative Analysis including Private Welfare" Centre for Analysis of Social Exclusion (LSE), Discussion Paper, p.19)。不正加入は労工保険の医療給付を目標にしたもので、1995年に全民健康保険が施行されてからは労工保険の加入者は減少に転じた。

⁶ 行政院主計処 [2000a] による。ちなみに、1999年の平均給付額は、公務人員保険 (養老給付) が 133 万 1041 元、私学教職員保険 (養老給付) が 76 万 8305 元、労工保険 (老年給付) が 60 万 4151 元となっている。

⁷ 1 元 = 約 3.5 円。

⁸ 2000 年 5 月現在、老人年金制度を維持しているのは、基隆市、新竹県、澎湖県の 3 つの縣市だけである。国民党資料「各縣市發放老人福利津貼現況一覽表」(2001 年 3 月 12 日入手。原資料は行政院内政部 2000 年 5 月) による。傅立葉 [2000], 245 頁も参照。

⁹ 「国民年金儲蓄保険案 (甲案)」財源 / 1) 保険料。25 ~ 64 歳の国民はすべて保険料を納める義務を負う。満額年金 (2001 年は月額 7500 元) の 10% にあたる額 (750 元) を月額保険料とし、保険料の 2 割 (150 元) を政府が補助する。つまり、加入者本人が実際に支払うのは 600 元ということになる。保険料の 8 割 (600 元) は「個人口座」に払い込まれ、2 割 (150 元) は「保険口座」に払い込まれる。2) 平衡基金。創設時に予算から約 420 億元を基金に払い込む。現行の各種手当のうち 3000 元分の予算を毎年払い込む (初年度 340 億元)。農民保険の節約分 (約 80 億元) を毎年払い込む。宝くじ収益、初年度は約 30 億元。財源不足の場合は、公有財産の売却益を注入。給付 / 1) 儲蓄保険給付。

創設時の満額年金は直前 2 年間の一人あたり平均消費支出の 50% (月額 7500 元) とし、その後は物価と実質賃金の上昇率によって調整する。65 歳に達した場合または保険事故が生じた場合、まず個人口座から支払い、個人口座がなくなったら保険口座から支払う。

被保険者の死亡後、遺族年金を支払う必要がない場合は、個人口座の残額を遺族に一括返還する。老齢年金：65 歳時に個人口座にたまった金額を年金にあてる。福利手当額に満たない場合は平衡基金から補足する。遺族年金：給付水準は満額年金の 40 ~ 100% とする。重度障害年金：極重度の場合は満額年金の 100%、重度の場合は満額年金の 80%。葬祭手当：満額年金の 10 か月分。2) 福利手当。老齢手当：初年度は 3000 元。重度障害手当：初年度は 3000 元。孤児手当：初年度は 2000 元 (一人あたり)。旧制度との調整 / 公務人員保険・私校教職員保険・軍人保険・労工保険は、現在の制度を維持する。各制度から国民年金制度に保険料を直接払い込む。各保険が行なってきた出産・傷病・中軽度障害・家族葬祭手当などの給付は現行規定を維持する。(行政院経済建設委員会 [2000.9a, 2000.9b])

¹⁰ 「全民提撥平衡基金案 (乙案)」財源 / 1) 平衡基金。創設時に予算から約 420 億元を基金に払い込む。現行の各種手当のうち 3000 元分の予算を毎年払い込む (初年度は 340 億元)。農民保険の節約分 (約 80 億元) を毎年払い込む。宝くじ収益、初年度は約 30 億元。営業税 (消費税にあたる) の増税 (現行 5% から 1% 増税。ただし、金融保険業は 0.4% 増税。生鮮食品業は非課税)。2) 保険料の直接徴収はなし。給付 / 創設時の満額年金は直前 2 年間の一人あたり平均消費支出の 20 ~ 25% (少なくとも月額 3000 元) とし、その後は物価と実質賃金の上昇率によって調整する。老齢年金：初年度は 3000 元。重度障害年金：初年度は 3000 元。孤児年金：初年度は 2000 元 (一人あたり)。旧制度との調整 / 公務人員保険・私校教職員保険・軍人保険・労工保険の加入者は、新制度に加入するか、現制度に残るかを選択できる。各保険制度の保険料率は引き下げられる。労工保険 6.5% 2.5%、公務人員保険 6.4% 1.5%、軍人保険 8% 3%、農民保険 2.55% 1.5%。(行政院経済建設委員会 [2000.9a, 2000.9b])

図1 経済水準と社会保障支出

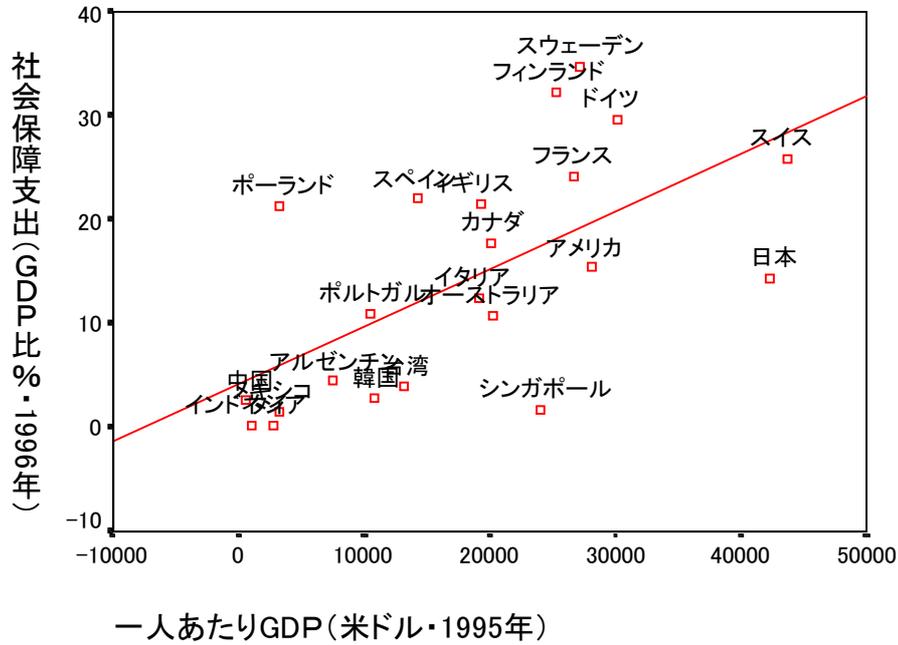


図2 高齢化と社会保障支出

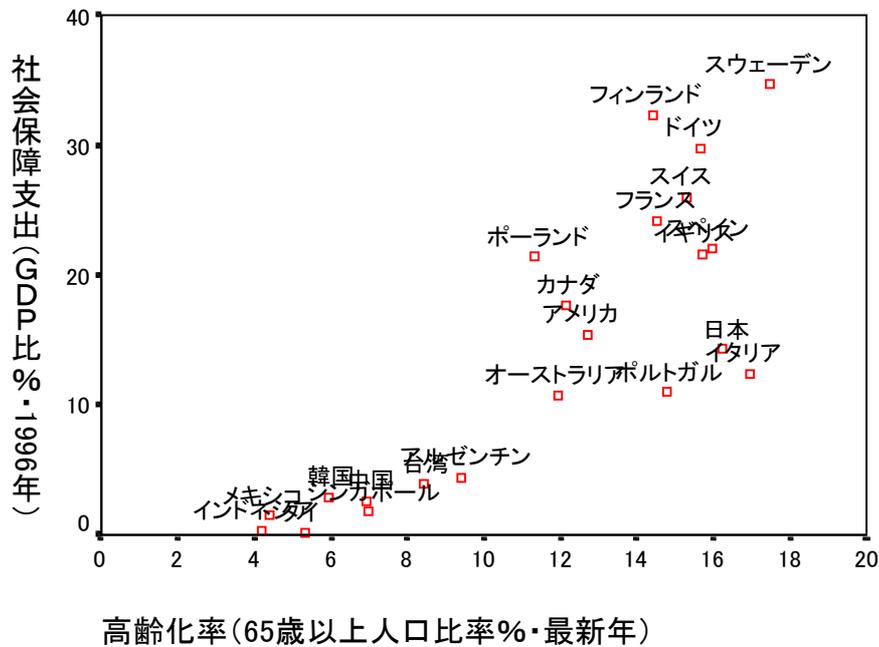


図3 台湾の社会福祉支出の推移(%)

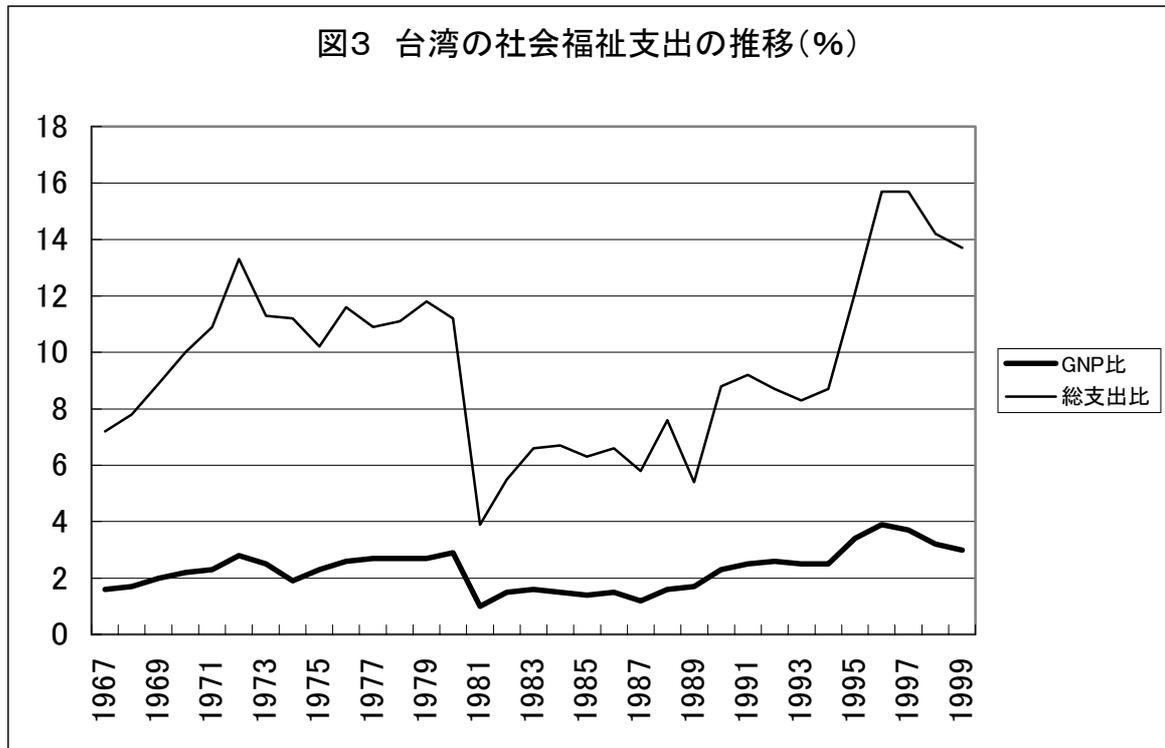


図4 就業人口に占める被保険者の割合(%)

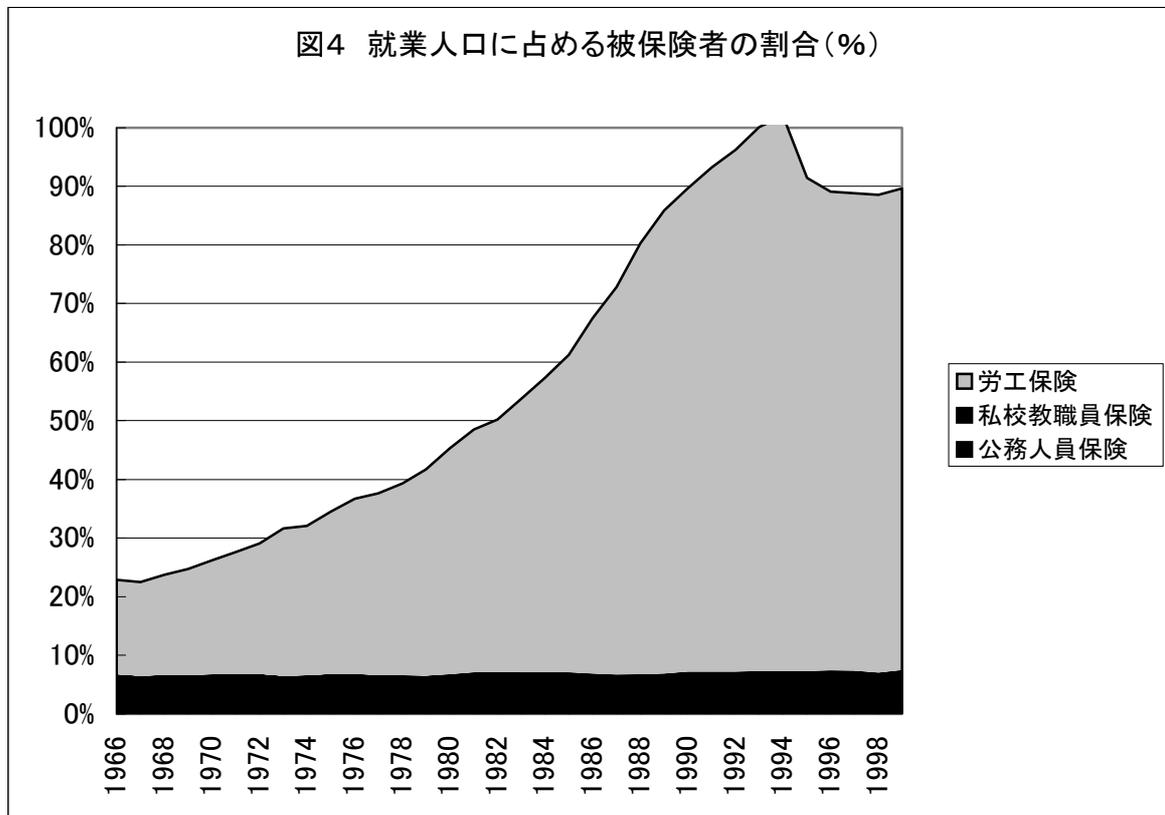


表1 選挙と老人年金

1992年 12月	第2回立法委員選挙	蘇煥智（民進党立法委員候補・台南県）が「敬老手当」（65歳以上毎月5000元）の公約によって当選。年金公約の威力が認識された。
1993年 2月	澎湖県長補選	高植澎（民進党候補）が、蘇煥智に似た公約を掲げて当選。澎湖県では初の非国民党籍の県長となった。
1993年 12月	県市長選挙	民進党籍の候補者がこぞって老人年金を主要公約に掲げる。民進党中央党部も「福利国（福祉国家）」を共同政見とした。国民党は民進党案を批判しつつ「中低収入戸老人生活手当」（1993年7月実施）の拡大を公約。
1994年 12月	省市長選挙	93年に比べて年金公約は低調。原因としては、地方の財政的困難、両党の年金公約の差異がわかりにくくなったこと、「新党」の登場で国家アイデンティティ問題が争点となったこと、など。
1995年 12月	第3回立法委員選挙	「老年農民福利手当」の実施（1995年6月）で、選挙公約としての老人年金の魅力が薄れた。
1997年 11月	県市長選挙	国民党の李登輝主席が台北県長選挙で「65歳以上毎月5000元」の公約を打ち出したため、議論が復活。民進党は、国民党の政見と李主席の公約との不一致を批判。
2000年 3月	総統選挙	民進党の陳水扁候補が「三三三安家福利方案」（65歳以上老人手当3000元の公約を含む）を掲げて当選。

林彦伶 [1998] 59 頁、王方 [2000] 95 頁より作成。なお、第4回立法委員選挙は1998年、第5回は2001年12月。

表2 現在の高齢者所得保障制度(1999年)

保障対象	給付項目	平均給付額(元)		給付人数(人)
		一時金	毎月給付	
軍人、公務員、教職員	退撫基金	202,299	18,418	49,379
退職公務員	公務人員保険養老給付	1,247,722		11,677
退職私立学校教職員	私校教職員保険養老給付	668,209		309
退職労働者	労働基準法退休金	1,227,651		22,212
	労工保険老年給付	604,151		104,631
栄民	栄民就養給与		12,444	120,094
高齢農民	老年農民福利手当		3,000	588,429
中低収入高齢者	中低収入老人生活手当		3,000 or 6,000	190,583
	低収入戸生活補助		5,900 ~ 11,625	136,691

行政院経済建設委員会 [2000.5] 67 頁

備考：1999年の65歳以上人口は1,865,472人。上記の制度でカバーされるのは1,189,807人。

残る675,665人は対象外。

<p>中低収入老人生活手当</p> <p>毎月6000元(1.5倍以下)または3000元(1.5~2.5倍)。1999年の給付総額は99.94億元。</p> <p>資格：世帯構成員の収入の平均額が最低生活費標準の2.5倍以下(平均消費支出の1.5倍を上限とする)の65歳以上高齢者。</p>
<p>老年農民福利手当</p> <p>毎月一人3000元。1999年の給付総額は243.27億元。</p> <p>資格：65歳以上、農民保険加入者か漁業組合甲類会員(6か月以上)。</p>
<p>中低収入戸心身障害者生活補助</p> <p>毎月一人2000~6000元(障害等級に応じて)。1999年の給付総額は46.3億元。</p> <p>資格：世帯構成員の収入の平均額が最低生活費標準の2.5倍以下の心身障害者。</p>
<p>栄民就養給与</p> <p>毎月一人12444元(2000年)。1999年の給付総額は約223.7億元。</p> <p>資格：資産が制限以下の栄民(満10年以上軍務についていた者、あるいは戦功により負傷・障害を負った者)</p>
<p>一部の県市は敬老福利手当を給付している</p> <p>毎月一人3000~5000元</p> <p>資格：各県市がそれぞれ規定。</p>

行政院経済建設委員会 [2000.9] 10 頁